最終更新日：2017年7月7日

日本化学産業株式会社
代表取締役社長　柳澤英二
問合せ先：執行役員 総務部長　百瀬 譲
証券コード：4094
http://www.nihonkagakusangyo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、創業以来、無機・有機金属薬品を中心とする薬品事業と金属加工製品を中心とする建材事業の二つを柱として「顧客ニーズに対応した高品質・高付加価値製品の開発、新規事業の開拓とその実績化」により成長力を確保するとともに、「企業は公器」との理念に基づき、透明性、信頼性の高い企業運営を図って「株主」「取引先」「社員」「地域社会」の期待に応え、共に発展していくことを経営の基本方針としております。
また、当社は、上記経営の基本方針を実現し、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るために、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。
・当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
・当社は、社会的責任の重要性を認識し、株主、顧客、取引先、社員および地域社会を始めとした様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、企業倫理を尊重して業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
・当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
・当社は、取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4　株主総会議決権の電子行使、招集通知の英訳】
当社は、現在、海外投資家比率が比較的低い状況が続いているため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

【補充原則3－1－2　英語での情報の開示・提供】
当社では、英語での情報の開示・提供については、現状の当社株主構成とその効果を勘案し、行っておりませんが、今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

【補充原則4－10－1　指名・報酬等に対する独立社外取締役の適切な関与・助言】
当社は、現状、任意の諮問委員会の設置等は行っておりませんが、今後、取締役の報酬額の算定および取締役・監査役候補者の指名・選任時の適切性審査等について、事前に社外取締役・社外監査役から充分に意見を聴取した上、その適切性等について検討し、複数の社外取締役・社外監査役が出席する取締役会において十分に審議のうえ決定していくこととしております。

【原則5－2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、経営戦略・経営計画については、決算発表資料、有価証券報告書等でその要旨を掲載しており、掲載にあたっては、株主の皆様に分かりやすい言葉・論理で説明するよう心がけております。
収益力・資本効率に関する目標については、短期的な業績変動が激しいため現在は公表しておりませんが、今後、経営課題として公表を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
<株式等の政策保有に関する方針>
当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとしています。
＜政策保有株式に係る議決権行使基準＞
当社は、政策保有株式の議決権について、当社の中長期的な企業価値向上に繋がる否かを個別に精査したうえで議案への賛否を判断し、当社の企業価値を棄損するような議案には、肯定的な判断をいたしません。

【原則1－7　関係当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引については、社内規程に従い、取引の規模および重要性に応じて、財務、会計、税務、法務などの専門的見地からの審査を経たうえで、必要な決裁を経て実施しています。
その内容については、内部監査部門が対象者に対し書面によるアンケート調査を行う等の方法により定期的に監査しております。
取締役の利益相反取引については、法令に従い、取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役会に報告しています。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1) 経営理念および経営の基本方針
当社は、創業以来、無機・有機金属薬品を中心とする薬品事業と金属加工製品を中心とする建材事業の二つを柱として「顧客ニーズに対応した高品質・高付加価値製品の開発、新規事業の開拓とその実績化」により成長力を確保するとともに、「企業は公器」との理念に基づき、透明性、信頼性の高い企業運営を図って「株主」「取引先」「社員」「地域社会」の期待に応え、共に発展していくことを経営の基本方針としております。
当社は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追及し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保・向上していくため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を

図り、新製品については、市場・顧客ニーズを的確にとらえた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、業績の維持・向上を図ってまいります。
一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での生産品目追加や福島第一工場での電池材料受託加工等の生産増強を主体に建材事業を含めた国内4工場に海外子会社を加えた「5工場」でのグローバルな観点からの最適・最大生産・販売体制を構築するとともに、設備と要員の一段の効率化および安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築することを考えております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1．基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社取締役の報酬は、基本報酬、賞与、株式報酬により構成されており、役員退職慰労金制度については既に廃止しております。
取締役の報酬のうち基本報酬については、役位、就任年数等を基に原則として固定報酬制度により運営しており、賞与については、短期的な業績を評価・反映することとしております。
また、平成29年6月28日の株主総会で導入された業績連動型株式報酬には、社内取締役に対して平成29年度からの3年間を対象に、その期の業績目標の達成度に応じて株式等を付与する仕組みとしております。
なお、報酬額の算定にあたっては、株主総会で定められた役員報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定しておりますが、今後は、事前に社外取締役・社外監査役から充分に意見を聴取した上、その適切性等について検討し、複数の社外取締役・社外監査役が出席する取締役会において十分に審議のうえ決定することといたします。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名に当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい優れた人格、見識、能力および豊富な経験並びに高度な専門性とともに、高い倫理観を有している者を登用する方針です。
選任・指名にあたっては候補者の適切性等について取締役会で審議のうえ決定しておりますが、今後は、事前に社外取締役・社外監査役の意見を充分に聴取した上、複数の社外取締役・社外監査役が出席する取締役会において十分に審議のうえ決定を行います。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しています。

(5) 各取締役・監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則４－１－１　取締役会による経営陣幹部に対する委任の範囲の明確化・概要の開示】
当社は、執行役員制度を導入し、法令の範囲内で経営の意思決定と業務執行を分離し、迅速かつ機動的な意思決定を行っております。従って、意思決定すべき事項については、取締役会、執行役員で構成される経営会議、稟議等で、重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会は法令および定款に定められた事項、当社およびグループ会社の重要事項を決定しています。
取締役会および経営会議への付議事項以外の事項については、稟議による社長または経営陣幹部への決裁に委任しております。また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しています。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性の判断基準】
当社は、東京証券取引所の定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則４－１１－１　取締役会全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会は、定款においてその員数を１２名以内とし、各事業に伴う知識、経験、専門性、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。

【補充原則４－１１－２　取締役・監査役の兼任状況】
当社の取締役および監査役の重要な兼職の状況については、有価証券報告書において開示しております。

【補充原則４－１１－３　取締役会全体の実効性についての分析・評価の開示】
当社は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、取締役会において、取締役会の実効性について自己評価を実施しました。実効性評価は、第三者機関を利用し、取締役、監査役全員を対象に率直な意見を求めやすいように匿名を条件に個別にアンケートを実施しました。アンケートの結果を踏まえ、取締役会において取締役会の実効性について分析・評価を行った結果、概ね実効性が確保されていることが確認されました。一方で、取締役会の運営や取締役、監査役に対する支援体制の強化、トレーニングの提供等の意見が出され、今後の更なる取締役会の活性化に向けた課題も共有いたしました。
今後、取締役会において、この実効性評価の結果を踏まえ、課題に向けて充分検討を行った上で、対応を行い、取締役会の機能を高める取組みを継続的に進めていきます。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役および監査役が、その役割および機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンスおよび財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役および監査役の職務遂行を、費用面も含め支援してまいります。
また、当社は、社外取締役および社外監査役が、その役割および機能を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境および経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署又は担当役員から説明を受け、十分な理解を形成できるよう、費用面も含め支援してまいります。

【原則５－１　株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】
当社では、総務担当取締役および総務部長が総務課、経理課等のIR活動に関連する部署を統轄し、経営戦略・内部監査部門と連携を図って活動を行っています。
総務部では、投資家からの電話取材や問合せ等のIR対応を積極的に受け付けるとともに、東京証券取引所における報道各社への説明を行っています。また、その結果は、総務担当取締役が必要に応じ、取締役会および経営陣幹部にフィードバックしています。
なお、投資家との対話の際は、いずれの場合においても、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わるテーマを対話の軸とすることにより、インサイダー情報管理に留意しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日化産取引先グループ持株会	2,184,900	10.57
三井生命保険株式会社	1,000,000	4.84
株式会社三井住友銀行	970,000	4.69
にっかさん従業員持株会	798,429	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	729,700	3.53
株式会社東京都民銀行	660,000	3.19
日本パーカライジング株式会社	490,000	2.37
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	471,400	2.28
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	457,000	2.21
株式会社近畿大阪銀行	404,000	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(東京都千代田区)から2017年2月7日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書および同年5月10日付変更報告書により、2017年1月31日現在1,063,700株(保有割合5.14%)、4月28日現在1,344,300株(保有割合6.50%)を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情は特段ありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上幸夫	他の会社の出身者											
吉成昌之	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上幸夫	○	井上幸夫氏は東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えており、尚且つ当社と代表取締役を務める有限会社オフィスアークおよび過去に総務部長を務めていた富士写真フイルム株式会社の間には取引がありませんので、独立性を保持していると判断しております。	井上幸夫氏については、豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に関し会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンスの強化に貢献していただけるものと期待し、社外取締役に選任しています。
吉成昌之	○	吉成昌之氏は東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えており、尚且つ当社と取引のない法律事務所に勤務しており、独立性は保持していると判断しております。	吉成昌之氏は、弁護士として長年法律事務所へ勤務しており、法律全般に関する豊富な経験と高い見識に基づき、会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化に貢献していただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門である社長室は、リスクマネジメント、諸規程遵守等内部統制システムに基づく内部監査を実施しており、その結果については取締役と同時に監査役にも報告し、意見を求める等、連携に努めております。また監査役と会計監査人は定期的に会議を開催し、監査に対する意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田豊	他の会社の出身者										△			
花木正義	税理士													
富山正次	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田豊		吉田氏は、当社の借入先、取引先である三井住友信託銀行株式会社の出身ですが、取引の規模・内容に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	吉田豊氏については、金融機関における長年の経験があり、証券関連業務および各営業拠点における支店長経験をはじめとして相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しています。

花木正義	○	花木氏は東京国税局に勤務し、退職したのち税理士事務所を開設しましたが、当社との取引関係はなく、客観的な立場から当社経営についてガバナンスに寄与しており、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないことから、独立性を保持していると判断しております。	花木正義氏については、長年国税局の要職を歴任され、また税理士の経験から、税務に精通しており、社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しています。
富山正次	○	富山氏は、公認会計士として、長年、あずさ監査法人に勤務されておりましたが、当社との取引関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	富山正次氏については、公認会計士として培われた経験により、高度な財務および会計に関する専門知識を有していることから、社外監査役に選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

-

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるために、平成29年6月28日開催の第92回定時株主総会においてインセンティブ報酬制度として「業績連動型株式報酬」（信託方式）を導入することとしました。本制度は、取締役会が定める「株式交付規程」に基づき、社外取締役を除く取締役に対して、その役位および業績達成度等に応じた当社株式を付与するという制度です。当社は、現金報酬とは別枠で本制度を採用することとしており、当初3年間（以後更新可）の信託期間中に1億80百万円を上限とする金員を取締役に対する報酬として拠出いたします。
ストックオプション制度については、過去導入した経緯がありますが、現在は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の直前事業年度に係る取締役の報酬の額は、取締役9名に対し、総額98百万円です。報酬総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役の報酬は、基本報酬と賞与により構成されており、本年度より新たに社内取締役に対して信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入いたします。
これらのうち基本報酬については、役位、就任年数等を基に原則として固定報酬制度により運営しており、賞与については短期的な業績を、業績連動型株式報酬については、中長期的な業績を評価・反映することとしております。
なお、基本報酬および賞与についての報酬額の算定にあたっては、株主総会で定められた役員報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、取締役会の事務局である社長室が取締役会資料の事前配布・説明を行う等サポートしています。社外監査役が職務遂行上、補助を必要とした場合、社長室長へ社長室員の派遣を要請でき、この間は、当該社長室員は社外監査役の指揮命令下に入ります。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社はコーポレートガバナンスに関する基本方針を受けて、具体的には次の機関を設置し、必要な諸施策を実施しております。

1）取締役・取締役会

当社は、取締役会を、経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に関する事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付けております。定款で取締役は12名以内と定めておりますが、現在、社外取締役2名を含む9名の取締役で構成されております。取締役会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役の責任を明確化するため、任期は1年としております。管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役等から報告される全社にわたるきめ細かな情報をベースに、充分な議論を尽くした上で重要事項の意思決定を行うとともに執行部門への監督を行い、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化に最大限の努力を図っております。

2）執行役員制度

当社は、業務執行の迅速化、効率化を図るため、業務を担当する執行役員以下に執行権限を委譲する執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って、業務執行を行っております。執行役員は、現在11名(内、取締役兼務者が7名)で、その任期は1年としております。

3）経営会議

当社は、社長の意思決定を補佐するための機関として、社長、執行役員が出席する経営会議を設けております。経営会議では、取締役会付議事項の決定、取締役会で決定された基本方針、計画、戦略に沿って執行役員が業務執行を行うことに伴う施策の審議等を行っており、経営会議の審議を経て社長が意思決定をすることとしております。

4）監査役・監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、現在、監査役4名で監査役会を構成しております。

監査役4名の内、3名は、経験と見識および専門的な知識を有し、尚且つ、独立した立場から客観的・中立的監査を行える社外取締役となっております。各監査役は、原則3ヶ月に1回、監査役会を開催し、監査実施内容の共有化を図るとともに、常勤監査役は取締役会および経営会議に、他の各監査役は取締役会および必要に応じて経営会議に出席しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と監督機能を強化するため、2名の社外取締役を含む9名で構成される取締役会を設置し、社外監査役3名を含む監査役4名による監査役制度を採用しています。

また、業務執行の機動化のため、執行役員制度を導入し、経営機能と業務執行機能を分離しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	会社法で定められた期日より1日でも早期に発送するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算関係および東京証券取引所での開示事項についてタイムリーに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する対応は、総務部において適宜行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ISO14000シリーズ認証取得等、環境保全活動には万全を期しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	各ステークホルダーへの情報提供はホームページ等で適宜迅速に行っております。
その他	個別の質問に対しては、インサイダー情報にならないよう留意しつつ、懇切に回答しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムといたしましては、従前より組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁規程、内部監査規程等、内部統制制度構築のための組織・諸規定の整備を推進して参りました。更に、会社法に従い、取締役会で決議しました内部統制システム構築の基本方針に基づき、下記の体制を整備しております。なお、基本方針に関しては適宜改訂を行っております。

・取締役および使用人の職務の執行が法律および定款に適合することを確保するための体制については体制整備を目的としコンプライアンス綱領としての「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため「コンプライアンス委員会規程」を策定しております。コンプライアンス委員会規程に基づき、委員会を組織し、委員会において「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役員、従業員へ配布、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。また、「内部通報処理規程」を策定、実施し、従業員等からの法令および定款違反等の通報や相談が出来る体制を構築いたしております。

・取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」、「情報システム業務管理規程」、「印章管理規程」を策定し、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報を包括的に管理しております。

・損失の危険の管理に関する規定その他の体制については、「リスク管理規程」を策定し、経営危機等リスクに対し、管理責任者を任命し、有事の際の対応体制・方法等の整備を実施しております。また、東日本大震災、福島原発事故、タイにおける大洪水等の被災を教訓に、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能にする「事業継続計画」（ＢＣＰ）を策定し、実行に移しております。

・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制および金融商品取引法で求められている財務報告の信頼性確保の体制整備については、「財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本方針書」を策定するとともに、推進チームを編成し、財務報告の内部統制に係る重要な業務の文書化および諸規程の整備等内部統制システムの一層の強化・改善に努めております。さらに内部監査部門により内部統制の整備・運用状況を適法性および効率性の観点から検討のうえ評価し、これに基づいて推進チームより改善を重視した是正勧告およびこれを取締役会、監査役に報告するとともに当該部門で是正作業を実施し、内部統制の整備状況の把握および改善に努めております。

・当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制については、当社は、連結対象子会社の自主性を尊重しつつ「関係会社管理規程」に基づき、月１回ないしは必要に応じて連結子会社より事業状況等の報告を受けております。連結子会社は、当社海外本部等を通じての指導・管理のもと当社のリスク管理体制に準じたリスク管理体制を構築・整備するとともに、相互連携の強化や情報の共有化を図っております。連結子会社は、業務の適正を確保するため、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用し、月１回、法令、定款および社内規程の遵守状況を確認し、コンプライアンス委員会に報告しております。内部監査部門は必要に応じて、連結対象子会社を監査しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、企業行動規範として「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たない」を役員・従業員が一体となり守り、行動すると規定化しております。また内部統制システムに関する基本方針の一つとして、「当社および子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう対処する」を取締役会決議しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

1.買収防衛に関する事項
(1)基本方針の内容
当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収のリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。
しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当、高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様に買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。
したがいまして、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。
(2)基本方針の実現に資する特別な取組み
当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、昭和21年2月設立した、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所を昭和23年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気(換気)・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。
これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ・それに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいてまいりました。
当社の「経営の基本方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上していくことにあります。その実現のため、中期経営計画の策定を通じ高付加価値製品の開発と拡販及び安価原料・リサイクル原料の活用拡大や、設備と要員の一段の効率化を最重要課題とし厳しい事業環境下でも一定水準以上の利益を確保できる低コスト体質を構築してまいります。当社は、この計画を達成することにより、強靭な事業体質の構築及び収益力の確保が図られ、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しており、その取組みにつきましては本報告書に記載しております。
(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行する仕組みです。
この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様にその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与えうる影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。
(4)上記(2)の取組みについての取締役会の判断
当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの強化等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、又、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。
(5)上記(3)の取組みについての取締役会の判断
当社取締役会は上記(3)の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記(3)の取組みは、上記(1)の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。
また、当社取締役会は、上記(3)の取組みは、1)設定に際しての株主総会特別決議による承認を経ていること、2)合理的な客観的解除要件が設定されていること、3)新株予約権の無償取得の可能性が確保されていること(デッドハンド性の否定)、4)有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを取締役会で決議することとしていること、5)独立社外者のみからなる特別委員会が設置されていること、6)発動時に第三者専門家の意見を取得することとしていること、7)有効期間を限定(3年間)していること(サンセット条項)、8)当社取締役の任期が1年とされており、また当社取締役会はいわゆる期差任期型取締役会でないことから株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。
1．会社情報の開示基準
当社は、東京証券取引所の定める『上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則』及び当社の社内規程に従って、各部門であ

らかじめ定められた情報管理責任が開示すべき会社情報か否か判断し、開示すべき情報に該当するかどうか不明な場合には、社長室に照会することになっております。

2．会社情報の開示手続き

開示すべき会社情報は、社内規程に沿って情報管理を徹底すると共に、総務部長を通じ取締役社長に報告し、取締役社長は所定の手続きを経て取締役会に諮ることになっており、取締役会で情報開示が承認された後は、遅滞無く適時開示を行うことになっております。

3．適時開示の担当部署及び社外からの問合せ窓口

東京証券取引所での適時開示の担当部署、及び開示情報への社外からの問合せの窓口は総務部長が行うことになっております。